

子どもの人間関係といじめ —教師・保育者に求められる「いじめ」という視点—

浦田 雅夫
(児童学科教授)

文部科学省は、「いじめ防止対策推進法」施行以降、いじめの定義に基づく的確な認知を学校に求めている。幼稚園、保育所等およびその園児は法から除外されているが、このほど保育現場におけるいじめ事案について、ある自治体に訴えがあり第三者委員会が調査する事例がみられた。「幼稚園教育要領」等ではいじめについての記載はみられないが、現場では実際にいじめが存在する。保育者は、これまで以上に個々の子どもや人間関係を丁寧に観察、アセスメントし、どのように教育・保育を行うかについての記録や説明が求められる。また、園側はその保育者を支える体制が求められる。

キーワード：保育者、いじめ、人間関係、幼稚園教育要領、第三者委員会

1. はじめに

2011年におきた中学生のいじめ自死事件は、社会的に大きな注目を集めた。この事件を契機に、学校は「いじめ」に対して、早期発見早期介入が強く求められている。とりわけ、2013年に成立した「いじめ防止対策推進法」の施行以降は、文部科学省によるいじめ認知のための各種通知の影響もあり、学校でのいじめの認知件数が増加している。2021年度の全国の学校におけるいじめの認知件数は、小学校50万562件、中学校9万7,937件、高等学校1万4,157件、特別支援学校2,695件、合計61万5,351件である。学校で認知される件数はあきらかに増加しており、10年前(2011年)の約8.8倍となっている。

本小稿では、文部科学省によるいじめの定義の変遷、「いじめ防止対策推進法」以降の学校に求められているいじめ対応について概観する。次に、幼児期における「いじめ」を扱った日本では初めてと思われる第三者委員会報告を手がかりに、幼稚園教育要領等と照合し、幼児期の人間関係と保育者の役割、いじめ対応に求められる保育者の視点について述べる。

2. 文部科学省によるいじめの定義の変遷

旧文部省時代、1986年度から1993年度までの間には、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」のなかで「いじめ」について「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものである」としてその事実(関係児童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないものと定義されていた。

その後、1994年度から2005年度の間は、同調査の「いじめ」の定義として、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とするとされ、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこととされた。

さらに、2006年度から「いじめ防止対策推進法」が施行される前年度(2012年度)まで、同

調査における「いじめ」の定義として、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。起こった場所は学校の内外を問わないとされた（文中下線は筆者）。

いじめはどこで生じるのか。「学校の内外を問わない」という定義は不変であるが、情報化社会の進展はリアルな学校生活と地域のほかに、インターネットのバーチャルな世界を作りだし、いじめの定義を「弱い者いじめ」だけに限定すること自体が時代に合わなくなってきた。状況によっては被害者と加害者が蝶番のように反転する可能性もある。また、身体的、心理的な苦痛についてもそのいじめの頻度や度合ではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って対応することが教員に求められるようになった。

3. 「いじめ防止対策推進法」

(1) いじめの法的な定義

2013年に成立した、「いじめ防止対策推進法」第2条第1項では、この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定された。

この法施行に伴い、文部科学省のいじめの定義も2013年度から以下のように変更された。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめは、「ネットいじめ」を含め児童生徒本人が主観的にどう感じたかということが重視されるようになった。

(2) 法の対象となる学校と子ども

「いじめ防止対策推進法」第2条第2項では、この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいうと規定し、同3項では、この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいうと規定している。

(3) いじめ防止基本方針と責務

「いじめ防止対策推進法」では、第1条で、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とするとし、いじめ防止のための基本方針に基づいた国、地方公共団体、学校、保護者の責務を規定している。

(4) 重大事態の定義

「いじめ防止対策推進法」第28条では、以下の2点をいじめに関わる「重大事態」と定義し、学校の設置者または学校に対して、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うよう規定している。

子どもの人間関係といじめ

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

4. いじめの認知とその対応をめぐって

「いじめ防止対策推進法」によるいじめの定義変更以降、文部科学省（2015）は学校、および教員に対して、「いじめの認知に関する考え方」をあらためて示している。つまり、いじめの認知件数が多い学校については、いじめの対応が十分ではないと否定的に評価するのではなく、逆に「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価するという姿勢を明確にしている。反対に、いじめの認知件数が1件もない、あるいは少ない学校については、真の状況なのか検証を求めるようになった。

しかしながら、文部科学省（2022）「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」に示されるとおり、2021年度の全国都道府県における児童生徒1,000人あたりのいじめ認知件数については、最大値126.4人から最小値14.3人となっている。いじめの認知に関する自治体間格差は依然として大きく、比較検討をする以前に自治体間、学校間、教員間という3層において、いじめの認知の基準、いじめの定義についての理解、解釈についての課題が極めて大きい状態が続いているといえる。

「いじめ防止対策推進法」第28条に規定される「重大事案」についても文部科学省が設置した「いじめ防止対策協議会」が報告した「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」（2016）では、いじめの被害者や保護者が重大事態であると申し立てたにも関わらず、直ちに重大事態と扱わないケースがある等の指摘がなされている。

文部科学省（2022）「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、2021年度は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」に該当する重大事態が349件、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」に該当する重大事態が429件、合計705件報告されているが、この重大事態の各自治体における発生件数についても最大値69件から最小値0件まで大きな差がみられる。

文部科学省（2017）は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定し、重大事態に対するスタンダードな対応を各自治体、学校、教員に求めている。本小稿では、十分に検討することはできないが、重大事態の対応についても多くの課題がある。

5. 保育所でのいじめ事案に係る調査報告から

先にも触れたが、「いじめ防止対策推進法」では、第2条第1項でその被害対象を「児童等」と規定している。この児童等とは、同条第3項において「学校に在籍する児童又は生徒をいう」と定義している。また、同条第2項では、「学校」について、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）」とされている。つまり、「いじめ防止対策推進法」の対象は特別支援学校を含めた小学生、中学生、高校生ということになり、幼稚園は除外されている。当然ながら、「学校」ではなく児童福祉施設である保育所は「いじめ防止対策推進法」の対象ではない。他方、現在多くの自治体（指定都市を含む全市町村の55.8%）では、「いじめ防止対策推進法」および「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止に関する条例を制定し、「重大事態」の調査委員会を設置している。

本小稿で取り上げる事例は、「いじめ防止対策推進法」の対象ではない小学校就学前の園児（当

該自治体の公立保育所に在園）について、当該自治体の条例を根拠に園児および親権者の代理人からの訴えがあり、その訴えに対して、当該自治体の長が調査委員会に諮問し、調査（第三者）委員会が調査、審査に着手した事案である。

当該報告書（2022）によると「本件における当該園児のうったえは、当該園児が当該保育園在籍中に、他の園児から仲間はずれにされたり、嫌な言葉を投げかけられたりしたうえ、当該園児がうったえる性別違和に基づく言動について、他の園児がそれを否定的にとらえる言動をした等により、当該園児の精神的苦痛が積み重なり、5歳児クラスの途中から不登園状態になったというものである。」

なお、当該園児は、自閉スペクトラム症、性別違和等について医学診断を受けている。

調査（第三者）委員会は、調査の結果、行為としての複数のいじめを確認している。そのうえで、「本事案に係る当該幼児及び保護者からの「いじめられている」といった訴え、不安に対して、当該保育園の認識は「成長過程であり得ること」「ちょっかひの出し合い」「よくあるトラブル」といった捉え方であった。幼保行政の捉え方も、基本的には同様であった。」としている。田中ら（2015）は、自閉スペクトラム症傾向の子どもは、その発達特性からいじめの被害にあう傾向が高いと指摘している。報告書では、「当該保育園には発達障害やLGBTQ、いじめについての体系化された知識を十分に有しているとは言えない保育士が存在していた。」と指摘している。また、日々の指導、支援記録とその管理、保護者への対応についての不十分な面が指摘されている。

本事例は小学生以上の事例であれば「いじめ防止対策推進法」における「重大事態」に該当するケースであるが、当時保育所の園児であったため、調査委員会としては、保育園、幼稚園、認定こども園等における「トラブルやいじめ」等の問題について、どのように捉え対応をしていくことが求められているのかという観点から調査・検証を行っている。

6. 子どもの人間関係といざこざ、いじめ

文部科学省（2022）「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、学年別いじめの認知件数では、小学校低学年が全体の半数近く（約47%）を占めている。小学生のいじめの態様では、「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われること」が半数以上を占め最も多い。

いじめの態様	構成比 (%)
冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	57.0
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	25
仲間はずれ、集団による無視をされる。	12.4

表1 小学生におけるいじめの態様（2022）

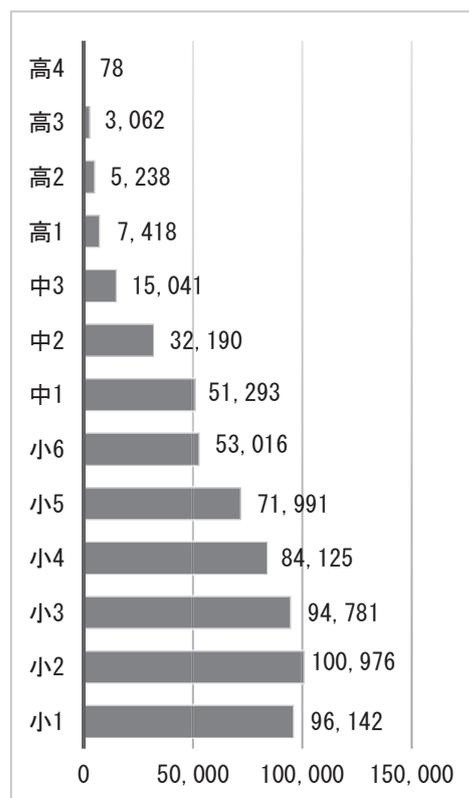


図1 学年別のいじめ認知件数（2022）

さて「いじめ防止対策推進法」では、小学生以上を規定しているが、幼児のいじめとその対応については、どのように考えればよいのであろうか。幼児教育の手引き書として、文部科学省「幼稚園教育要領解説」(2018)があるが、キーワード検索を行っても「いじめ」の記載は一件もみられない。幼児期には「いじめ」という観点がなじまないということだろうか。

「いじめ」の概念に近く、いじめの要素を含有するものと思われるキーワードとして「いざこざ」があり、「幼稚園教育要領解説」のなかでは9件みられる。例えば「5歳児の後半には、いざこざなどうまくいかないことを乗り越える体験を重ねることを通して人間関係が深まり、友達や周囲の人の気持ちに触れて、相手の気持ちに共感したり、相手の視点から自分の行動を振り返ったりして、考えながら行動する姿が見られるようになる。(～略～)この頃の幼児は、遊びの中で起きるいざこざなどの場面において、友達の気持ちに共感したり、より楽しく遊べるように提案したりなどして、自分たちで解決したり遊びを継続したりするようになる。」としている(文中下線は筆者)。厚生労働省「保育所保育指針解説」(2018)および内閣府・文部科学省・厚生労働省「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」(2018)もほぼ同じ内容で同じ程度に「いざこざ」に関する記載がみられる。

各々の解説では共通して、幼児の「いざこざ」や他者との葛藤は自己と他者の分化、自我発達や他者視点の獲得、共感性、社会性、協同性などさまざまな幼児期の発達を育む礎であることが述べられている。

7. おわりに

文部科学省(2017)は、「いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。したがって、どの学校におい

ても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。」としている。では、小学校就学前の教育・保育にいてはどのように捉えられるのだろうか。

村田ら(1998)は、幼稚園教育の実践において、子どもたちのなかには「戦いごっこ」と称して一緒に遊んでいるなかでいじめに発展している事例があるとし、「いじめの芽」のような初歩の段階で指導が必要であることを指摘している。一方、遠藤ら(1997)は、幼児が「いじめられた」と感じる場面の多くは、保育者から見ると人とかかわりを学ぶ大切な機会である。「いじめの解決は幼児期の指導から」といって日常生活で起こる様々なトラブルを「いじめの芽」と捉え「摘む」という発想で指導を行ったとしたら、幼児の自己認識や相手への真の思いやりを育てることはできない。人との葛藤状態に対して弱くなっている現代の幼児及び保護者の実態を踏まえながら、生活の中で様々な感情体験を通して幼児に人とかかわる力を身に付けさせることを大切にしなければならないとしている。このような子どもの人間関係をめぐる保育者のまなざしの違いは、いつの時代においても存在する。このことは、「いじめ防止対策推進法」以降、文部科学省が、「いじめの定義」について何度も再確認するように学校や教員に求めているが、認知件数に自治体間、学校間、教員間での格差が依然として大きいことと同じであろう。

本小論では、おそらく日本では初めて実施されたと思われる小学校就学前の保育所における幼児のいじめに関する調査(第三者)委員会の調査報告(2022)を紹介した。「いじめ防止対策推進法」では除外されている幼児教育・保育におけるいじめについての調査報告はみられないため、今後、この報告が契機となり他の自治体でも同様のうったえが合った場合調査が行われるのか、あるいは今回の事案は特殊事例として、他の自治体では受け付けないかは不明である。しかし、この報告書は事実として、小学校就学前においてもいじめが存在するということが公認しており、園や保育者の対応によっては、重大事態(不登園状態)は防げたのではないかと

指摘している。

幼稚園、保育所、こども園および幼稚園教諭、保育士、保育教諭らはそのことを十分に理解し、園ではよくみられる子ども同士の「いざこざ」という理解に留まらず、子どもたちの人間関係を日常から丁寧に観察すること。個々の子どもや家庭の多様なニーズを把握し、その子どものおかれた状態をアセスメントし、計画的にどのように保育、教育を行っているのかについての説明責任とその記録が求められる。

幼稚園教育要領では保育者の「仲立ち」という表現を用い、介入の契機を示している。例えば、「葛藤の体験は幼児にとって大切な学びの機会であるが、いざこざや言葉のやり取りが激しかったり、長い間続いたりしている場合には仲立ちをすることも大切である。」としている。このような事例でも保育者ひとりで抱え込むのではなく、園全体として、保育者を支える体制が求められる。小学校以降の学校では、「チーム学校」として組織的対応が求められているが、就学前教育・保育においても同様である。

幼稚園や保育所、認定こども園および小学校就学前の園児は「いじめ防止対策推進法」の対象ではないが、保育者は、小学校以降では、学校におけるいじめについてどのような対応が求められているのか、法律上どうなっているのかについて、今一度、確認しておく必要がある。

文献

- 1) 文部科学省「いじめの定義の変遷」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_003.pdf（最終閲覧日 2023 年 1 月 23 日）
- 2) 文部科学省（2022）「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」
- 3) 田中善大他（2015）保育所・小中学校における ASD 傾向及び ADHD 傾向といじめ被害及び加害との関連 発達心理学研究 第 26 巻 第 4 号 332-343
- 4) 村田陽子他（1998）保育内容の研究(10)：いじめの走りとも考えられる、幼児の言動について 日本

保育学会大会研究論文集 pp538-539

- 5) 遠藤良江他（1997）幼児期の「いじめ問題」をどう考えるか その(1)：幼児はどのようなときに、「いじめられた」と感じるか 日本保育学会大会研究論文集 pp594-595
- 6) 文部科学省（2018）「幼稚園教育要領解説」
- 7) 厚生労働省（2018）「保育所保育指針解説」
- 8) 内閣府・文部科学省・厚生労働省（2018）「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」
- 9) 大津の子どもをいじめから守る委員会（2022）大津市立保育園事案に係る第三者委員会報告書